

随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年4月1日	
契 約 件 名	クライオ電子顕微鏡の保守 一式	
契 約 金 額	43,467,600円	
契 約 の 相 手 方	東京都品川区東品川4-12-2 日本エフイー・アイ株式会社	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 TEL 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	構造生物学研究センターは、クライオ電子顕微鏡を導入し、共用設備として運用している。クライオ電子顕微鏡は最先端の実験装置であることから、その性能を維持するための保守を行うものである。	
随意契約の理由	本件に係るクライオ透過型電子顕微鏡 Talos Arctica G2及びTitan Krios G4は、蘭国 FEI Electron Optics社によって設計、製作されたものであり、日本における総代理店の日本エフイー・アイ株式会社は、クライオ透過型電子顕微鏡Talos Arctica G2及びTitan Krios G4の設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している国内唯一の企業である。 従って、本装置の構造、機能、特性等について細部にいたるまで熟知し、本件の保守を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者は日本エフイー・アイ株式会社において他には無く、また、日本エフイー・アイ株式会社が保守を行うことにより、本顕微鏡装置の性能と保証を確保することができるためである。	